公示送達

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定による市原都市計画事業姉崎駅前土地区画整理事業に係る下記の者に対する換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第1項の規定により、書類の送付に代えて通知の内容を次のとおり公告します。

平成29年3月10日

市原都市計画事業姉崎駅前土地区画整理事業
施行者　市原市
代表者　市原市長　小出　譲治

記

1　書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所
(1)　氏名　広瀬　新兵衛
住所　不明
(2)　氏名　海宝　重義　外3人
住所　不明
(3)　氏名　佐藤　平三郎　外19人
住所　不明
(4)　氏名　中央開発株式会社
住所　千葉県市原市姉崎535番地
(5)　氏名　永野　直太郎
住所　千葉県市原市姉崎423番地

2　通知の内容
土地区画整理法第103条第1項の規定により、市原都市計画事業姉崎駅前土地区画整理事業の換地計画において定められた別紙明細書及び換地図のとおり換地処分をします。
なお、換地明細書・各筆各権利別清算金明細書・位置図・換地図の原本につきましては、千葉県市原市姉崎海岸49番地の1にある、姉崎区画整理事務所に備え置き、その写しを本土地区画整理事業21街区9－1画地にある掲示板に掲示してあります。

教示
(1)　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができます。
(2)　この処分については、上記(1)の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市原市を被告として（訴訟において市原市を代表する者は市原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
(3)　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

会社その他の公告

解散公告
当社は、平成二十九年二月四日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十九年三月十日
札幌市南区澄川四条一丁目二番三三号
有限会社沼田興産
清算人　藤原　徹平

解散公告
当社は、平成二十九年一月二十八日開催の株主総会の決議により同年二月十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十九年三月十日
北海道稚内市中央四丁目一五番一六号
株式会社稚内ゴルフ場
代表清算人　小林　俊夫

解散公告
当社は、平成二十九年二月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十九年三月十日
青森県三戸郡三戸町大字蛇沼字上横沢七八番地
有限会社横沢建築
清算人　横沢　茂

解散公告
当社は、平成二十八年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十九年三月十日
茨城県稲敷郡阿見町大字小池六七七番地の一
瑞穂建設有限会社
清算人　最上久美子

解散公告
当社は、平成二十九年一月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十九年三月十日
群馬県前橋市元総社町三三八番地
有限会社三和運輸
代表清算人　富田藤治郎

解散公告
当法人は、平成二十九年一月十八日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十九年三月十日
千葉県八街市東吉田二九五番地五
特定非営利活動法人カルテット
清算人　小野美津江

解散公告
当社は、平成二十九年二月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十九年三月十日
千葉県銚子市芦崎町一四二〇番地
株式会社野口水産
代表清算人　野口　昭夫

解散公告
当社は、平成二十九年三月九日開催の株主総会の決議（会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十九年三月十日
東京都板橋区板橋二丁目六一番六―九〇四号
有限会社山水堂
清算人　蛭田　草子

解散公告
当社は、平成二十九年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十九年三月十日
東京都千代田区神田須田町一丁目三番地
株式会社フヂハラ
代表清算人　藤野　昭

解散公告
当社は、平成二十九年二月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十九年三月十日
東京都世田谷区北沢二丁目一〇番一五号
クレシーター有限会社
清算人　月村　仁美

解散公告
当社は、平成二十九年二月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十九年三月十日
東京都杉並区高円寺南一丁目一番八号
ToEL.LifeStyle株式会社
代表清算人　川島　一浩

第14期決算公告

平成29年3月9日
群馬県前橋市力丸町900番地1
株式会社清和コーポレーション
代表取締役　植木　康夫

貸借対照表の要旨（平成28年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	250,682
	固定資産	52,374
	合計	303,056
負債及び純資産の部	流動負債	189,295
	固定負債	29,706
	負債合計	84,055
	株主資本金	80,000
	利益剰余金	4,055
	その他利益剰余金	4,055
	（うち当期純利益）	(8,514)
	純資産合計	303,056